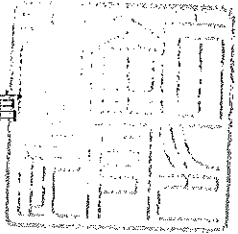


22水漁第2192号

平成23年3月14日

(社)全国海水養魚協会会長理事 殿

水産庁長官



「漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について」の一部改正について

今般、東北地方太平洋沖地震により東北地方や関東地方の太平洋側において、漁業に関して甚大な被害が発生したこと等を踏まえて、漁業経営セーフティーネット構築事業について、平成23年4月からの新規加入の申込み期限を延長するとともに、被災した漁業者についてはそれ以降の加入も可能とするよう、「漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について」（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）の一部を〔別紙新旧対照表のとおり〕改正したので、御了知の上、本事業の円滑な実施につき御配慮願いたい。

全海水第22056号

11.3.22

社団法人全国海水養魚協会

○漁業経営セーフティネット構築事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>漁業経営セーフティネット構築事業の運用について</p> <p>21水漁第3038号 平成22年3月30日 水産庁長官通知 一部改正 22水漁第484号 平成22年5月25日 22水漁第2192号 平成23年3月14日</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 その他</p> <p>1 第1の1の(4)及び第2の1の(4)の規定にかかわらず、平成22年度における参加契約の締結期限については、平成22年5月21日とし、平成23年度における参加契約の締結期限については、平成23年5月23日とする。</p> <p>2 第1の2の(5)及び第2の2の(5)の規定にかかわらず、平成22年4月1日を超算日とする積立契約の締結期限については、平成22年6月末日とし、平成23年4月1日を超算日とする積立契約の締結期限については、平成23年6月末日とする。</p> <p>3 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定にかかわらず、平成22年度において締結する積立契約については、その期間を2年6か月とすることができるものとし、平成23年度において締結する東北地方太平洋沖地震の被災者である漁業者に係る積立契約については、その期間を平成26年3月末日を契約対象期間の末日とする期間とすることができることとする。</p> <p>別紙 算式Ⅰ～Ⅶ [略]</p> <p>別紙様式第1～2号 [略]</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築事業の運用について</p> <p>21水漁第3038号 平成22年3月30日 水産庁長官通知 一部改正 22水漁第484号 平成22年5月25日</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 その他</p> <p>1 第1の1の(4)及び第2の1の(4)の規定にかかわらず、平成22年度における参加契約の締結期限については、平成22年5月21日とする。</p> <p>2 第1の2の(5)及び第2の2の(5)の規定にかかわらず、平成22年4月1日を超算日とする積立契約の締結期限については、平成22年6月末日とする。</p> <p>3 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定にかかわらず、平成22年度において締結する積立契約については、その期間を2年6か月とすることができるものとする。</p> <p>別紙 算式Ⅰ～Ⅶ [略]</p> <p>別紙様式第1～2号 [略]</p>

事 務 連 絡  
平成23年3月14日

関係各位

水産庁企画課水産業体質強化推進室

漁業経営セーフティーネット構築事業の運用通知の一部改正について

漁業経営セーフティーネット構築事業の運用通知を一部改正しましたので、施行文をお届けします。

今回の一部改正は、東北地方太平洋沖地震により東北地方や関東地方の太平洋側において、漁業に関して甚大な被害が発生したこと等を踏まえて、平成23年4月からの新規加入の契約締結期限の延長等を行うものです。

漁業経営セーフティーネット構築事業につきましては、これまで、「漁業経営セーフティーネット構築事業への加入の促進について」（平成23年2月25日付け22水漁第2045号水産庁長官通知）等により、平成23年4月からの新規加入の申込期限を3月31日とお知らせし、新規加入促進をお願いしてきたところですが、今回の改正に伴い、平成23年4月からの新規加入の申込期限は5月31日に変更となります。

つきましては、本件内容ご理解の上、新規加入の促進につき引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

水産庁企画課水産業体質強化推進室

担当：難波

電話：03-6744-2341（ダイヤルイン）

FAX：03-3501-5097

E-mail：hiroshi\_nanba@nm.maff.go.jp

(別紙1)

## 東北地方太平洋沖地震の発生に伴う 漁業経営セーフティーネット構築事業の運用の変更点

東北地方太平洋沖地震により東北地方や関東地方の太平洋側において、漁業に関して甚大な被害が発生していることを踏まえて通知を改正しました。改正に伴う変更点は以下のとおりです。

### 1 積立契約の申込期限の延長

全国の漁業者・養殖業者の新規加入申込期限を3月31日から5月31日に、積立金の納付期限を5月31日から6月30日に、それぞれ変更しました。

### 2 東北地方太平洋沖地震の被災者の新規加入の取り扱い

東北地方太平洋沖地震の被災者については、1の期限にかかわらず、23年度内に随時加入できるようにしました。

対象となる被災者の範囲や加入申し込みの手続きの詳細については、事業主体（一般社団法人漁業経営安定化推進協会）が定める事業実施要領に定める予定です。

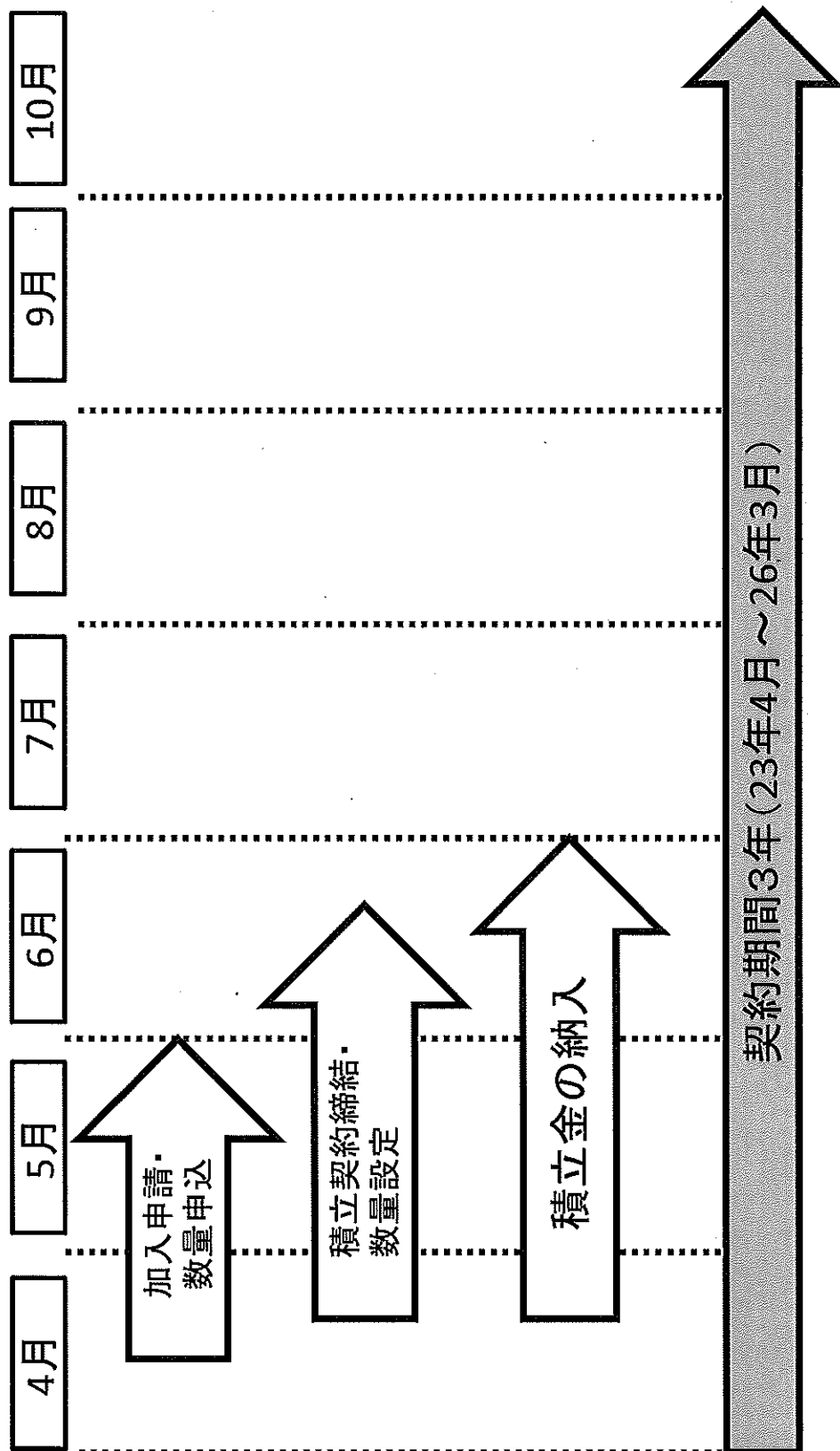
### 3 事業参加契約の締結期限の延長

23年度より新たに事業主体との間で事業参加契約を締結しようとする漁連等の契約締結期限を3月31日から5月23日へ延長しました。

また、東北地方太平洋沖地震で被災した平成22年度の本事業の加入者が既に積み立てた積立金の取り崩しを希望する場合には、事業主体において、全額を払い戻し、漁業を再開後に再度積み戻すことができるような取り扱いを行うことを予定しています。

(別紙2)

# ○23年度新規加入のスケジュール(全国の漁業者・養殖業者)



※東北地方太平洋沖地震の被災者については、6月以降も随時加入申請ができます。  
その場合の契約期間は、契約締結の翌月から26年3月までとなります。